

災害時等相互応援に関する協定書

千葉県匝瑳市

兵庫県宍粟市

匝瑳市・宍粟市災害時等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、全国東西の難読市といわれている千葉県匝瑳市と兵庫県宍粟市のネットワークの一つとして、それぞれの市において災害が発生した場合に、被災市が応急対策及び応急復旧を円滑に遂行できるよう、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、医療品、その他生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 被災者の救助、救援活動及び応急復旧等に必要な資機材のあっせん又は提供に関する事項
- (3) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (4) 被災者の一時受入れに関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 被災市は、次の事項を明らかにして、第2条に定める連絡担当部局に対して電話等により要請し、後日、速やかに応援市に、別記「災害時相互応援要請書」を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する物資、車輛、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 応援職員の職種、人員、業務内容及び期間
- (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間

(7) その他必要な事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された市は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じるものとする。

- 2 被災市との連絡がとれない場合であっても、応援市は、自主的に情報収集を行い、必要な応援体制を整えるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、前条第2項に規定する情報収集活動及び応援活動に係る経費は、応援市の負担とする。

- 2 被災市が、前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被災市から要請があった場合には、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(平常時の活動)

第7条 本協定の締結市は、相互応援が円滑に行えるよう、平常時において次に掲げる事項を実施する。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (2) 救援に必要な物資等の情報交換
- (3) その他災害時の相互応援に必要な事項

(災害補償等)

第8条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市が負担するものとする。ただし、被災市において応急治療する場合の治療費は、被災市が負担するものとする。

- 2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市への往復途中において生じたものを除き、被災市がその賠償の責務を負うものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定める。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、各市長が署名のうえ、各1通を保有する。

平成26年11月22日

千葉県匝瑳市長

太田安想

兵庫県宍粟市長

福元晶三

別記様式（第4条関係）

平成 年 月 日

災害時相互応援要請書

様

応援要請市長 印

次により応援を要請します。

被害状況		
資機材・物資等の品名、規格、数量		
応援職員の職種、人員、業務内容		人
一時避難（収容を要する被災者の状況及び人數）		人
応援場所及び応援場所への経路		
応援と必要とする期間		
その他		